

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道函館水産高等学校 令和5年（2023年）9月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

函館水産高等学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

本校の生徒が安全・安心かつ、心身とも健やかに充実した学校生活を送ることができるよう、日常の指導体制を確立し、「いじめ」の未然防止を図りながら、「いじめ」の早期発見に努めるとともに、いじめ防止対策推進法等を踏まえて、「いじめ」を積極的に認知し、適切かつ速やかに解決するため組織的に対応します。

函館水産高等学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

本校の「いじめ対策委員会」は、校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部員(1名)、担任(各学年1名)、養護教諭、学校医で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を追加します。委員会では、未然防止のための環境づくりや早期発見のための相談窓口のほか、いじめに係る情報共有、被害生徒に対する支援計画、加害生徒に対する指導方針など決定し、実行します。

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- ① 学業指導の充実 …規範意識の高い集団づくりを進めます。
- ② 特別活動や道徳教育の充実 …望ましい人間関係づくりを行います。
- ③ 教育相談の充実 …定期的な面談を実施します。
- ④ 人権教育の充実 …人権意識の高揚を図ります。
- ⑤ 情報教育の充実 …携帯マナー教室や情報モラル教育の充実を図ります。
- ⑥ 保護者・地域との連携 …いじめ防止基本方針等の周知を図ります。
- ⑦ 生徒情報の共有 …生徒の特性や配慮事項等の情報を共有します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度 北海道函館水産高等学校の「いじめ対策委員会」の担当は、教頭です。

連絡先 0138-49-2411 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
渡島教育局教育相談電話 (電話)	0138-47-9177	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター